

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



平成26年度 市税の納期限

- 固定資産税
 - 第1期 4月30日(水)
 - 第2期 7月31日(木)
 - 第3期 9月30日(火)
 - 第4期 12月26日(金)
- 軽自動車税
 - 全期 6月2日(月)
- 市県民税
 - 第1期 6月30日(月)
 - 第2期 9月1日(月)
 - 第3期 10月31日(金)
 - 第4期 2月2日(月)
- 国民健康保険税
 - 第1期 7月31日(木)
 - 第2期 9月1日(月)
 - 第3期 9月30日(火)
 - 第4期 10月31日(金)

固定資産課税台帳の閲覧
土地・家屋の価格等の縦覧

- 第5期 12月1日(月)
- 第6期 12月26日(金)
- 第7期 2月2日(月)
- 第8期 3月2日(月)

平成26年度は、固定資産税の価格を据え置く第3年度となるため、土地・家屋の評価替えは行っていません。

しかし、新たに固定資産税の対象となった家屋や増改築、土地の地目変更などによって基準年度(平成24年度)の価格が適当でない土地・家屋については新たに評価を行い、価格の決定を行っています。

■閲覧・縦覧期間

4月1日(火)～30日(水)
8時30分～17時15分
※土・日・祝日は除く。

■固定資産課税台帳の閲覧
納税義務者、賃借権・その他の利用収益を目的とする権利者は閲覧できます。

閲覧期間以外は、閲覧手数料が必要となります。

■土地・家屋価格等の縦覧

納税者が本人の所有する土地や家屋の価格と周辺の土地や家屋の価格を比較し、価格の適正さを判断できる制度です。価格の比較という目的以外での縦覧は、お断りすることがあります。縦覧帳簿の記載内容は次のとおりです。

○土地価格等縦覧帳簿

土地の所在、地番、地目、地積、価格

○家屋価格等縦覧帳簿

家屋の所在、家屋番号、種類、構造、建築年次、床面積、価格

■閲覧・縦覧で必要なもの

印鑑(スタンプ印不可)、本人確認のための運転免許証・健康保険証など

■閲覧・縦覧場所・問合せ

○市庁舎本館2階 資産税課 資産税係
TEL0897-52-1325

○各総合支所

税務課税務係(東予)
総務課税務係(丹原・小松)

ボランティア活動を
支援しています

市では、各種ボランティア活動に対して、補助事業を行っています。

【まちづくりボランティア】

■補助対象団体

市内で、環境美化活動や文化振興活動、またはその他の地域社会生活などの改善・向上のための活動を自主的・自発的かつ無報酬で行う、5人以上で構成された団体。

■対象とならない活動例

- 福祉に関する活動
- PTAとしての活動
- 自治会行事としての活動
- 政治・宗教に関する活動

■補助金額等

補助率 3分の2以内
上限額 10万円

■新規登録団体募集期間

4月1日(火)～30日(水)

【福祉ボランティア】

■補助対象団体

市内で、福祉ボランティア活動を自主的・自発的かつ無報酬で行う、5人以上で構成された団体。

■対象とならない活動例

- まちづくりに関する活動
- PTAとしての活動

○自治会行事としての活動
○政治・宗教に関する活動

■補助金額等

補助率 3分の2以内
上限額 10万円

【まち美化パートナー】

■対象団体

市内の道路・公園・河川などの公共施設でボランティアで環境美化活動などを行う、2人以上で構成された団体。

■まち美化パートナーの役割

- 散乱ごみの収集
- 除草・草花の植栽
- 道路等の破損や樹木の損傷、不法投棄などに関する情報の提供

■市の役割

- 清掃用具・ごみ袋・植栽用の草花などの提供
- ボランティア活動保険への加入補助、サインボードの設置(希望団体のみ)

■問合せ

市庁舎新館1階 市民生活課 市民協働推進係
TEL0897-52-11462



▲楽しみながら取り組むボランティア活動